六　総務費

1　徴税費	世帯数	段階補正	
		測定単位の数値が690,000世帯以上のもの	
		690,000世帯	1.00
		690,000世帯を超え830,000世帯までの数	0.96
		830,000世帯を超え1,300,000世帯までの数	0.93
		1,300,000世帯を超え2,300,000世帯までの数	0.94
		2,300,000世帯を超える数	0.82
		測定単位の数値が690,000世帯に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		690,000世帯に満たない数が220,000世帯までの数	0.05
		同上220,000世帯を超え330,000世帯までの数	0.06
		同上330,000世帯を超える数	0.15
2　地域振興費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.47
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
		3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.65
		5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.64
		6,000,000人を超える数	0.49
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.89
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.88
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.87
		同上900,000人を超える数	0.87

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	—	—	—	3.326	—
2級地	2.832	—	2.865	2.880	2.898
3級地	2.709	—	2.739	—	2.770
4級地	2.398	2.398	2.423	2.434	2.448
5級地	2.181	2.182	2.202	2.211	2.224
6級地	1.652	—	1.664	—	1.676
7級地	1.342	1.342	1.348	—	1.352
無級地	—	0.876	0.874	0.873	0.872
					B
1級地					0.211
2級地					0.171
3級地					0.159
4級地					0.130
5級地					0.110
6級地					0.061
7級地					0.032
無級地					−0.012

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ0.861、179.967、0.057及び0.155を加算した率とする。

第10条第10項の算式によつて算定した数の段階	乗率A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	10.06	6.51	2,000
6.00以上10.00未満のもの	35.84	30.81	7,400
10.00以上14.00未満のもの	62.82	45.53	7,900
14.00以上18.00未満のもの	123.72	60.37	8,400
18.00以上22.00未満のもの	151.67	67.74	8,900
22.00以上のもの	180.86	87.00	9,400

備考

1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島に係る市町村をいう。

2　「その他の市町村」に係る乗数Bは0とする。

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.503	1.562	1.652
3級地	0.633	1.064	0.896
2級地	0.653	0.727	0.388
1級地	0.737	0.439	0.195
無級地	0.000	0.000	0.000